

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	09/21/2012
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
S. Grants Co., Ltd.	09/21/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Kousokuya, Inc.
Street Address:	201, Shintsukagoshi, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
City:	Kanagawa
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 20	
Property Type	Number
Patent Number:	8073874
Patent Number:	8150856
Patent Number:	8224861
Patent Number:	8190591
Patent Number:	8250076
Patent Number:	8214405
Patent Number:	8145665
Patent Number:	8250089
Application Number:	12801319
Patent Number:	8103697
Patent Number:	8195667
Patent Number:	8166043
Application Number:	12929813
Application Number:	13064487
Application Number:	13067722

CH \$800.00 8073874

PATENT

Application Number:	13323407
Application Number:	13456955
Application Number:	13483940
Application Number:	13552399
Application Number:	12588531

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number:

Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.

Email: nnc@raderfishman.com

Correspondent Name: Rader, Fishman & Grauer PLLC

Address Line 1: 1233 20th Street N.W., Suite 501

Address Line 4: Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20036

ATTORNEY DOCKET NUMBER:

TKU-0999

NAME OF SUBMITTER:

Brian K. Dutton

Total Attachments: 13

source=DC531535#page1.tif

source=DC531535#page2.tif

source=DC531535#page3.tif

source=DC531535#page4.tif

source=DC531535#page5.tif

source=DC531535#page6.tif

source=DC531535#page7.tif

source=DC531535#page8.tif

source=DC531535#page9.tif

source=DC531535#page10.tif

source=DC531535#page11.tif

source=DC531535#page12.tif

source=DC531535#page13.tif

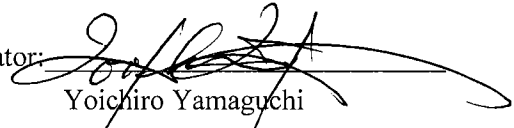
Signature by Translator

Below is English translation of Certificate of Entire Track Record attached hereto at relevant part only to show the assignee address.

I declare that the translation is accurate.

November 5, 2012

Translator:


Yoichiro Yamaguchi

Rader, Fishman & Grauer, PLLC
1233 20th Street, N.W., Suite 501
Washington, DC 20036

Certificate of Entire Track Record

201, Shintsukagoshi, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Kousokuya, Inc.
Corporation No. 0200-01-079276

Name of Corporation	Kousokuya, Inc.
Headquarter Office Address	201, Shintsukagoshi, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Method of Official Announcement	Published in Government Gazette
Date of Incorporation	May 31, 2002
<i>Translation of rest of the records is omitted</i>	

Page 1 of 8

Translation omitted

Page 2 of 8 through Page 7 of 8

<i>Translation omitted</i>	
Merger and Acquisition	September 14, 2012, merged S Grants Co., Ltd. of 13-7-4504, Nakamaruko, Nakahara-ku, Kawasaki-shi. Recorded September 21, 2012
<i>Translation of rest of the records is omitted</i>	

Page 8 of 8

This is the document that is to certify all the matters recorded in the Register not closed.
(Yokohama District Legal Affairs Bureau Jurisdiction)

September 27, 2012
Tokyo Legal Affairs Bureau
Register

Masaaki Hirabayashi (Seal)

履歴事項全部証明書

川崎市幸区新塚越201番地

株式会社高速屋

会社法人等番号 0200-01-079276

商号	株式会社高速屋	
本店	川崎市幸区新塚越201番地	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成14年5月31日	
目的	1 情報処理技術に関するコンサルティング、調査分析、研究試作、技術改良の支援業務 2 情報処理システムに関するソフトウェアおよびハードウェアの試作、設計、開発、技術提供、ライセンス販売、賃貸借、売買、輸出入業務 3 情報処理システムに関する要員の教育・訓練、教育機器・教材の開発およびそれらの販売、出版、編集、翻訳業務 4 情報処理システムの運営管理、保守、導入・運用に関するコンサルティング、データ入力、監査業務 5 コンピュータネットワーク上のソフトウェア利用・運用に関する技術援助およびコンサルティング業務 6 コンピュータネットワークへの接続サービス業務 7 コンピュータネットワークを利用した情報発信、通信販売業務 8 前各号に関する技術者、操作要員、指導要員の派遣業務 9 前各号に附帯関連する国内外の一切の事業	
発行可能株式総数	18万株	平成20年 7月31日変更
		平成20年 8月 5日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万5100株	平成20年 3月27日変更
		平成20年 4月 2日登記
資本金の額	金4億2062万5000円	平成20年 3月27日変更
		平成20年 4月 2日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店 平成20年 5月 1日設置	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 平成20年 5月 8日登記	

川崎市幸区新塚越201番地
株式会社高速屋
会社法人等番号 0200-01-079276

	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更		平成24年 4月 2日登記
役員に関する事項	取締役	新 庄 敏 男	平成19年 3月28日重任
	取締役	新 庄 敏 男	平成21年 3月25日重任
			平成21年 4月 9日登記
			平成22年 7月12日死亡
			平成22年10月 1日登記
	取締役	田 嶋 玄 吾	平成19年 3月28日重任
	取締役	田 嶋 玄 吾	平成21年 3月25日重任
			平成21年 4月 9日登記
			平成23年 3月29日退任
			平成23年 4月15日登記
	取締役	野 澤 仁 太 郎	平成19年 3月28日重任
	取締役	野 澤 仁 太 郎	平成21年 3月25日重任
			平成21年 4月 9日登記
	取締役	野 澤 仁 太 郎	平成23年 3月29日重任
			平成23年 4月15日登記
	取締役	磯 谷 計 嘉	平成19年 8月31日就任
			平成19年 9月 7日登記
	取締役	磯 谷 計 嘉	平成21年 3月25日重任
			平成21年 4月 9日登記
			平成23年 3月29日退任
			平成23年 4月15日登記

川崎市幸区新塚越201番地
株式会社高速屋
会社法人等番号 0200-01-079276

	取締役 <u>田坂仁志</u>	平成20年 7月31日就任
		平成20年 8月 5日登記
		平成21年 3月25日辞任
		平成21年 4月 9日登記
	取締役 <u>田坂仁志</u>	平成21年 3月25日就任
		平成21年 4月 9日登記
		平成22年 7月26日辞任
		平成22年10月 1日登記
	取締役 <u>新庄耕太郎</u>	平成22年 9月10日就任
		平成22年10月 1日登記
		平成23年 3月29日辞任
		平成23年 4月15日登記
	取締役 <u>井上喆之</u>	平成22年10月 5日就任
		平成22年10月15日登記
		平成23年 3月29日辞任
		平成23年 4月15日登記
	取締役 <u>新庄耕太郎</u>	平成23年 3月29日就任
		平成23年 4月15日登記
	取締役 <u>井上喆之</u>	平成23年 3月29日就任
		平成23年 4月15日登記
		平成23年 9月 7日辞任
		平成24年 2月17日登記
	取締役 <u>三水明男</u>	平成23年 3月29日就任
		平成23年 4月15日登記
	取締役 <u>本田雅一</u>	平成23年 3月29日就任
		平成23年 4月15日登記

川崎市幸区新塚越201番地

株式会社高速屋

会社法人等番号 0200-01-079276

	東京都杉並区上高井戸一丁目32番32号 代表取締役 磯谷 計 嘉	平成19年10月 1日就任 平成19年10月 5日登記
	東京都杉並区上高井戸一丁目32番32号 代表取締役 磯谷 計 嘉	平成21年 3月25日重任 平成21年 4月 9日登記
		平成22年 3月31日辞任 平成22年 4月16日登記
	川崎市中原区中丸子13番地7-4504 代表取締役 新庄 敏 男	平成22年 4月 1日就任 平成22年 4月16日登記
		平成22年 7月12日死亡 平成22年10月 1日登記
	川崎市幸区塚越四丁目345番地1-432号 代表取締役 新庄 耕 太 郎	平成22年 9月10日就任 平成22年10月 1日登記
		平成23年 3月29日退任 平成23年 4月15日登記
	川崎市幸区塚越四丁目345番地1 代表取締役 新庄 耕 太 郎	平成23年 3月29日就任 平成23年 4月15日登記
	監査役 松田 茂 樹	平成19年 3月28日就任 平成23年 3月29日退任
		平成24年 2月17日登記
	監査役 崎山 富 士 雄	平成19年12月13日就任 平成19年12月27日登記
		平成21年 3月25日辞任 平成21年 4月 9日登記

川崎市幸区新塚越201番地
株式会社高速屋
会社法人等番号 0200-01-079276

	監査役	新 庄 容 子	平成23年 3月29日就任
			平成23年 4月15日登記
			平成23年 9月 1日辞任
			平成24年 2月17日登記
	監査役	長 谷 川 芳 樹	平成24年 2月15日就任
			平成24年 2月17日登記
新株予約権	第3回新株予約権		
	新株予約権の数		
	8200個		
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 8200株		
	1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の株式を切り捨てる。		
	調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率		
	2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的株式数を調整することができる。この場合、前号但書を準用する。		
	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨		
	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。		
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法		
	6万2500円		
尚、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整するものとする（1円未満の端数は切り上げる）。			
新規発行 1株当たり 既発行 株式数 × 払込金額 株式数＋			
調整後 調整前 行使価額＝ 行使価額 × 新規発行前の時価 既発行株式数＋新規発行株式数			
上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。			
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株あたり払込金額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。			
新株予約権を行使することができる期間			
平成22年1月1日から平成29年3月27日まで。但し、当社は、必要な範囲で、一定の期間行使を制限することができる。			

新株予約権の行使の条件

当社の取締役、監査役または従業員の地位にある者で本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

また、その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書で定めるところによる。

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が本新株予約権を行使しないまま辞任、解任、退職、解雇その他の事由により当社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、当社は、その喪失の日をもって当該新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得する。

平成19年 8月31日発行

平成19年 9月27日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

会社普通株式 500株

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む、以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式の数を、調整前の各本新株予約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 当初1株につき、金63,000円（以下「行使価額」という。）

(2) (3) の第1号から第3号までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

調整後 行使価額＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、

新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

2 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。)を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(4) (3)の第1号から第3号までに掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

1 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

2 前号のほか会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。)を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月29日から平成26年6月20日まで(権利行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)

新株予約権の行使の条件

なし

川崎市幸区新塚越201番地
株式会社高速屋
会社法人等番号 0200-01-079276

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 なし	平成21年 6月29日発行 平成21年 6月30日登記
吸収合併	平成24年9月14日川崎市中原区中丸子13番地7-4504株式会社エス グランツを合併	平成24年 9月21日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成19年3月28日東京都墨田区江東橋二丁目19番7号から本店移転	平成19年 4月24日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

平成24年 9月27日

東京法務局
登記官

平 林 正 章



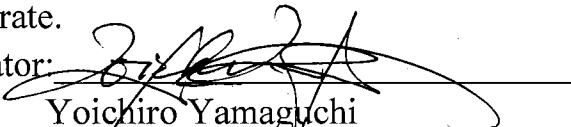
Signature by Translator

Below is English translation of Certificate of Closed Track Record attached hereto at relevant part only to show the assignee address.

I declare that the translation is accurate.

November 5, 2012

Translator:


Yoichiro Yamaguchi

Rader, Fishman & Grauer, PLLC

1233 20th Street, N.W., Suite 501

Washington, DC 20036

Certificate of Closed Track Record

13-7-4504, Nakamaruko, Nakahara-ku, Kawasaki-shi

S. Grants Co., Ltd.

Corporation No. 0200-01-081284

Name of Corporation	S Grants Co., Ltd.		
Headquarter Office Address	6-21, Kyobashi 2-chome, Chuo-ku, Tokyo		
	13-7-4504, Nakamaruko, Nakahara-ku, Kawasaki-shi	January 1, 2011 Moved January 13, 2011 Registered	
Translation omitted.			
Date of Establishment of Corporation	June 1, 1992		
Translation omitted.			
Matter Related to Recordation	Headquarter moved from 3-5-3-1210, Takasu, Mihama-ku, Chiba-shi on August 5, 2008. Recorded on August 20, 2008		
	Dissolved based on merger by Kosokuya Inc. of 201, Shintsukagoshi, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, on September 14, 2012. Recorded on September 21, 2012 Closed on September 21, 2012		

This is the document that was to certify all the matters recorded in the Register closed.

(Yokohama District Legal Affairs Bureau Jurisdiction)

September 27, 2012

Tokyo Legal Affairs Bureau

Register

Masaaki Hirabayashi (Seal)

PATENT

REEL: 029250 FRAME: 0503

閉鎖事項全部証明書

川崎市中原区中丸子13番地7-4504
株式会社エスグランツ
会社法人等番号 0200-01-081284

商号	株式会社エスグランツ	
本店	川崎市幸区新塚越201番地	
	川崎市中原区中丸子13番地7-4504	平成23年 1月 1日移転
		平成23年 1月13日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成4年6月1日	
目的	1. 情報技術、インターネット技術を利用した販売方法、管理方法、生産方法、 決済方法、配送方法等を全部又は一部組み合わせた事業方法であるビジネス モデル、経営管理システム、情報システムを、自らが考案・開発し、又 はそれらを第三者に対し実施許諾し、若しくは実施許諾権を付与すること により、直接的に対価を得る事業 2. 各種事業を営む会社の株式を取得、所有することによる当該会社の事業活 動の支配及び管理 3. 知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理 4. 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 新 庄 容 子	平成19年 2月28日重任
		平成24年 4月30日辞任
		平成24年 5月 1日登記

川崎市中原区中丸子13番地7-4504
 株式会社エスグランツ
 会社法人等番号 0200-01-081284

	取締役	新 庄 耕 太 郎	平成24年 4月30日就任
			平成24年 5月 1日登記
	川崎市中原区中丸子13番地7-4504 代表取締役	新 庄 容 子	平成19年 2月28日就任
			平成24年 4月30日辞任
			平成24年 5月 1日登記
	川崎市幸区塚越四丁目345番地1 代表取締役	新 庄 耕 太 郎	平成24年 4月30日就任
			平成24年 5月 1日登記
新株予約権	第1回新株予約権 <u>新株予約権の数</u> 600個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> 普通株式 600株 尚、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <u>各新株予約権の発行価額</u> 無償 <u>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</u> 5万円 尚、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$ また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{新規発行（処分）} \times 1 \text{株当たり株式数} + \text{既発行株式数} \times \text{既払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$ <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成15年8月1日から平成30年7月31日まで <u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u> 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。但し、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了によ		

川崎市中原区中丸子13番地7-4504
株式会社エスグランツ
会社法人等番号 0200-01-081284

	り退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 2. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。 3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。但し、上記1.の規定を妨げないものとし、この規定を満たした場合に新株予約権を行使できるものとする。 4. その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株引受権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
	平成24年6月15日新株予約権全部消却 平成24年 6月18日登記
登記記録に関する事項	平成20年8月5日千葉市美浜区高州三丁目5番3棟1210号から本店移転 平成20年 8月20日登記
	平成24年9月14日川崎市幸区新塚越201番地株式会社高速屋に合併し解散 平成24年 9月21日登記 平成24年 9月21日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

平成24年 9月27日

東京法務局
登記官

平 林 正 章



整理番号 ア520381

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT 3/3

RECORDED: 11/06/2012

REEL: 029250 FRAME: 0506